

釧路フットサル連盟規約

第1章 総則

第1条 本連盟は釧路フットサル連盟（以下本連盟）と称し、英文では Kushiro Futsal Federation（略称 KFF）と言う。

第2条 本連盟は釧路サッカー協会の協力のもとに運営する。

第3条 本連盟の事務局を釧路市に置く。

第2章 目的

第4条 本連盟は釧路地区のフットサルを総括し、代表する団体として加盟登録チーム相互の連

絡協調を図り、フットサル競技の普及発展を期し、その心身の健全な発達に寄与するこ

とを目的とする。

第3章 事業

第5条 本連盟は第4条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 本連盟主催事業及び釧路サッカー協会主催事業の開催及び実施
- (2) 釧路フットサルリーグの主催及び主管
- (3) 本連盟の各種カップ戦の主催及び主管
- (4) フットサルの競技研究に関すること。
- (5) フットサルの指導・普及に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要な事業

第4章 組織

第6条 本連盟は加盟登録されたチームで組織する。

第5章 役員

第7条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名

(6) 理事 各チーム代表者

(7) 会計監査 2名

第8条 会長、副会長、及び理事長は、理事総会において選出する。

第9条 副理事長及び常任理事は理事総会の議を経て会長が委嘱する。

第10条 理事は、本連盟加盟団体より互選されたもの及び会長が特に必要と認めたもの（若干

名）とし、理事総会の議を経て、会長が委嘱する。

第11条 会計監査は理事総会の議を経て、理事中より選出し会長が委嘱する。

第12条 本連盟に名誉会長、顧問、参与をおくことが出来る。

2. 名誉会長、顧問、参与は理事総会の議を経て会長が委嘱する。

第13条 会長は本連盟を代表し、会務を総括する。

第14条 副会長は会長を補佐し、会長が職務を全う出来ない時はその職務を代行する。

第15条 理事長は全般的業務を処理する。

第16条 副理事長は理事長を補佐し、理事長が職務を全う出来ない時はその職務を代行する。

第17条 常任理事は業務を分担審議する。

第18条 理事は重要事項を審議する。

第19条 会計監査は本連盟の会計業務を監査する。

第20条 各役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。補充のため就任した役員任期は前任者の残存期間とする。

第21条 役員が次のいずれかに該当する時は、常任理事会内懲戒会議にて審議する。

- 1、この規約その他の規則に違反したとき。
- 2、この連盟の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- 3、その他懲戒処分すべき正当な事由がある時。

第6章 会議及び運営

第22条 本連盟は次の会議を置く。

- (1) 理事総会
- (2) 常任理事会
- (3) 各種専門委員会

第23条 理事総会は毎年1回開催する他、次の場合に開催することが出来る。

- (1) 理事総数の1/2以上の要求が有る場合。
- (2) 会長が必要と認めた時。

第 24 条 理事総会は第 7 条の役員をもって構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 役員の変更
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) 事業計画及び実施
- (5) その他重要事項

第 25 条 理事総会は構成員過半数の同意をもって議決する。可否同数の時は議長がこれを決定する。

2. 理事総会に出席できない理事は委任状の提出により出席に変えることが出来る。
3. 理事総会の議長は会長があたる。

第 7 章 専門委員会

第 26 条 本連盟は次の専門委員会を置く。

- (1) 技術委員会
 - (2) 運営委員会
 - (3) 審判委員会
 - (4) 規律・フェアプレー委員会
 - (5) 北海道リーグ・道東ブロックリーグ委員会
2. 本連盟は必要によりその他の専門委員会を置くことができる。

第 27 条 本連盟の各種専門委員会に関する規定は別に定める。

第 8 章 加盟登録

第 28 条 本連盟本連盟に加盟登録するチームは所定の登録票に登録金を添えて各種大会参加申込期日までに完了しなければならない。

2. 加盟登録を完了しないチームは、本連盟の主催する各種大会に出場することができない。

第 29 条 本加盟登録金は毎年理事総会において定める。

第 30 条 加盟登録後、その内容に変更が生じた時は、その都度速やかに、本連盟に届けなければならない。

第9章 会計

第31条 本連盟の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 加盟登録金
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他収入

第32条 本連盟の会計年度は5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第10章 附 則

本規約は、平成18年4月8日より施行する。

2. この規約の改正は、平成22年4月17日から施行する。
3. この規約の改正は、平成30年5月12日から施行する。
4. この規約の改正は、令4年7月9日から施行する。